

# 福島県感染症予防計画

平成31年3月

福島県

はじめに

本県の感染症対策については、平成11年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、平成12年2月に「福島県感染症予防計画」を策定し、健康危機管理の視点に立った迅速かつ的確に対応できる体制の整備や、感染症の発生に関する情報収集及び積極的な公表等、感染症の発生や拡大に備えた事前対応型行政の構築を目指し、国や地方公共団体との連携や役割分担のもと、適時改定を行い、総合的に推進してまいりました。

直近の改定（平成25年3月改正）以降、海外での鳥インフルエンザ（H7N9）や中東呼吸器症候群（MERS）の発生を受けた感染症法の改正、風しんや蚊媒介感染症の流行により特定感染症予防指針に新たに追加されるなど、感染症を取り巻く状況は変化しております。

また、感染症法に規定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改正が行われたことを踏まえ、本県でも感染症対策をより一層推進するため、現計画を改定することといたしました。

県民の健康と安全を守るため、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図る感染症対策に、今後もしっかり取り組んでまいります。

平成31年3月

福島県保健福祉部長 佐藤 宏隆

## 目次

### 第1章 総論

第1 計画の基本的事項	1
1 計画の策定	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の定期的な見直し	1
4 特定感染症に係る個別計画の整備	1
第2 感染症対策の推進の基本的な方向	2
1 事前対応型行政の構築	2
2 県民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	2
3 人権の尊重と情報の公表	2
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	2
5 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保	3
6 予防接種の推進	3
7 感染症に関するネットワークの構築	3
第3 感染症対策におけるそれぞれの果たすべき役割	3
1 県の果たすべき役割	3
2 中核市の果たすべき役割	4
3 市町村の果たすべき役割	4
4 県民の果たすべき役割	4
5 医師等の果たすべき役割	4
6 獣医師等の果たすべき役割	4

### 第2章 各論

第1 感染症の発生予防のための施策に関する事項	5
1 基本的な考え方	5
2 感染症発生動向調査体制の整備	5
3 結核に係る定期の健康診断の実施	6
4 食品衛生部門との連携	7
5 環境衛生部門との連携	7
6 各関係機関及び関係団体との連携	7
第2 感染症のまん延防止のための施策に関する事項	7
1 基本的な考え方	7
2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院	8
3 感染症の診査に関する協議会	9

4	消毒その他の措置	10
5	積極的疫学調査	10
6	指定感染症への対応	10
7	新感染症への対応	10
8	食品衛生部門との連携	11
9	環境衛生部門との連携	11
10	検疫所との連携	11
11	各関係機関及び関係団体との連携	11
第3	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	11
1	基本的な考え方	11
2	国における感染症に係る医療を提供する体制	12
3	本県における医療の提供体制	12
4	その他感染症に係る医療の提供のための体制	15
5	各関係機関及び関係団体との連携	15
第4	感染症及び病原体等に関する調査研究に関する事項	15
1	基本的な考え方	15
2	国との連携	16
3	県における調査及び研究の推進	16
4	各関係機関及び関係団体との連携	16
第5	感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	16
1	基本的な考え方	16
2	県における感染症の病原体等の検査の推進	16
3	県における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び 公表のための体制の構築	17
4	各関係機関及び関係団体との連携	17
第6	感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	17
1	基本的な考え方	17
2	国と連携した人材の養成	17
3	県における人材の養成	18
4	各関係機関及び関係団体との連携	18
5	医師会等における人材の養成	18
第7	感染症に関する啓発、知識の普及及び患者等の人権の尊重に関する事項	18
1	基本的な考え方	18
2	地方公共団体における方策	18

第8	緊急時における国との連携及び他の地方公共団体との連絡体制の確保に関する事項 .....	19
1	緊急時における感染症の発生予防、まん延防止及び 医療提供のための施策.....	19
2	国との連携体制.....	19
3	他の地方公共団体との連絡体制.....	19
4	緊急時における情報提供.....	20
第9	その他感染症の予防の推進に関する重要事項.....	20
1	施設内感染の防止.....	20
2	災害防疫.....	20
3	動物由来感染症対策.....	21
4	外国人に対する適用.....	21
5	不法入国者に対する対応.....	21

# 第1章 総論

## 第1 計画の基本的事項

### 1 計画の策定

平成11年4月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第10条に基づき、総合的かつ計画的に感染症の予防を推進するため、「福島県感染症予防計画」（以下、「本計画」という。）を定めるものである。

なお、本計画は、法第9条及び第11条に基づき国が定めた「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）及び「特定感染症予防指針」に即したものとする。

- ※平成12年 2月策定
- 平成16年11月改定
- 平成25年 3月改定
- 平成31年 3月改定

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「福島県総合計画」の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定する個別計画であり、本県の感染症対策の基本指針となるものである。

### 3 計画の定期的な見直し

国の「基本指針」は法第9条第3項に基づき、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更されることとなっていることから、本計画も「基本指針」と整合性が図れるよう、国の改正にあわせて適宜改定するものとする。

### 4 特定感染症に係る個別計画の整備

インフルエンザや後天性免疫不全症候群、結核、麻しん、蚊媒介感染症など、特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症に関しては、本計画に定めるもののほか、国が定める特定感染症予防指針に則し、必要に応じてマニュアル等を整備し、施策を推進するものとする。

また、新型インフルエンザ等感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づき、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を別に定めており、当該計画との整合性を図りながら施策を推進するものとする。

- ※「新型インフルエンザ等感染症」とは、新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザをいう。

## 第2 感染症対策の推進の基本的な方向

### 1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備及び効果的な運用、国が定めた基本指針、特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政として取り組んでいくことが重要である。

### 2 県民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析結果、並びに感染症の予防及び治療に必要な情報を県民へ積極的に公表し、「県民一人一人における予防」及び「感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ね」により、社会全体としての感染症予防を推進する。

### 3 人権の尊重と情報の公表

- (1) 感染症の予防と患者等の人権の尊重との両立を基本とする視点から、患者個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられるとともに、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備を図る。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護には十分留意すべきであり、感染症に対する差別や偏見をなくし、患者等の人権が損なわれないよう、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。
- (3) 感染症に関する情報の公表については、県民の生命を守り、安全・安心を確保するために迅速かつ的確に行うとともに、個人のプライバシーについては、最大限に保護するよう、関係者に対し周知を図る。

### 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症は周囲へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのためには、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、国や他の地方公共団体、医師会、医療関係団体等と密接に連携して、感染症の原因となる病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制を確立し、疫学的視点を重視しつつ、迅速かつ的確に感染症のまん延防止に対応できる体制を整備する。

また、国の基本指針や特定感染症予防指針及び本計画に基づき、健康危機管理の段階に応じた行動計画、県の感染症対策マニュアルや各種指針を策定し、具体策に即した健康危機管理対応を行う。

## 5 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

特定病原体等の適切な取扱いについては、国内における病原体等の試験検査の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行われなければならない。

なお、県及び保健所を設置する市（福島市、郡山市、いわき市をいう。以下「県等」という。）は、国と連携を図り、病原体を取り扱う施設等に対し、その適正な取扱い及び管理について情報を提供する。

## 6 予防接種の推進

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、市町村、医療機関や教育機関等と連携を図り、ワクチンの有効性及び安全性の情報を十分に得ながら予防接種に関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得ながら積極的に予防接種を推進する。

## 7 感染症対策に関するネットワークの構築

近年、広域的、専門的な対応が求められる新型インフルエンザ等の新興感染症や結核等の再興感染症の脅威が高まっており、感染症対策の更なる強化が求められている。

このような状況に対応するため、医療提供体制を整備するとともに、平常時から医師会等関係団体や感染症対策の専門知識を有する学識経験者等と連携を図り、緊急時の対応に備えた感染症危機管理ネットワークシステム（以下「システム」という。）を構築し、平成24年5月より運用を開始している。

このシステムを活用し、新型インフルエンザ等感染症等の新たな感染症の発生時に、県内の医療機関、保健所、薬局などの登録機関等に迅速に提供（収集）すべき感染症情報を電子メールにより直接提供（収集）し、適切な対策を講じるとともに、平常時から関係機関が相互に感染症情報を共有し、感染症の予防対策の徹底を図ることとしている。

# 第3 感染症対策におけるそれぞれの果たすべき役割

## 1 県の果たすべき役割

- (1) 県は、施策の実施に当たり、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りつつ、感染症の患者等の人権に配慮しながら、感染症の発生予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集・分析及び公表、研究の推進、人材の養成・確保及び資質の向上、迅速かつ正確な検査体制の整備、医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する。
- (2) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所と本県における感染症の技術的かつ専門的機関である衛生研究所が、それぞれの役割を十分に果たせるよう、これらの機関の機能強化を進める。



- (3) 県は、複数の都道府県等における広域的な感染症のまん延防止のため、国と連携を図りながら、東北各県及び隣接県との協議を行い、患者発生時には、これらと相互に協力しながら対策を行う。

## 2 中核市の果たすべき役割

感染症対策を推進するに当たり、法及び「基本指針」により、保健所を設置する市(中核市)は、県と同等の役割を有し、相互に連携して感染症対策を行うものとする。

## 3 市町村の果たすべき役割

市町村は、保健所の技術的支援を得ながら、感染症の発生予防のための予防接種法に基づく予防接種の適切な実施、感染症のまん延の防止に必要な消毒等を適切に行う。

また、日ごろから、地域住民への感染症に関する正しい知識の普及啓発等を行い、もって地域の感染症対策の推進を図る。

## 4 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うように努める。また、身近に感染症患者等が発生した場合、偏見や差別を持って患者等の人権を損なわないように努める。

特に、学校及び地域社会や家庭における教育を通して、感染症予防に対する正しい知識を身につけ、感染症の患者等に対し差別や偏見を持たないように努める。

## 5 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師及びその他の医療関係者は、上記4の県民の果たすべき役割に加えて、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く理解し、患者等に対する適切な説明を行い、患者の理解の下に良質かつ適切な医療を提供するように努める。

- (2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、社会福祉施設の開設者及び管理者は、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずる。

## 6 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、上記4に定める県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で県の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める。

- (2) 動物等取扱業者(法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。)は、上記4の県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体(以下「動物等」という。)が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるように努める。

## 第2章 各論

### 第1 感染症の発生予防のための施策に関する事項

#### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生予防について特に求められる対策として、事前対応型行政の理念に基づき、日常から感染症の発生及びまん延を防止する体制を構築するとともに、患者の人権の尊重を念頭に置きつつ、国や他の地方公共団体等と連携を図り、感染症対策の企画、立案、実施及びその評価を行う。
- (2) 感染症の発生予防のための対策として日常行われるべき施策の中心は、感染症発生動向調査であるが、さらに、平時における食品衛生対策、環境衛生対策、感染症の国内への侵入防止対策等について、各関係機関及び関係団体との連携を図りながら施策を講ずる。
- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。また、市町村に対し、地域の医師会等と十分な連携を図り、個別接種の推進やその他対象者が接種をより安心して受けられるよう、地域の実情に応じた環境の整備を促す。さらに、県民に対し、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供する。

#### 2 感染症発生動向調査体制の整備

- (1) 感染症発生動向調査の実施は、感染症予防のための施策の推進にあたり、最も基本的な事項である。県等は、関係機関及び医師等医療関係者と十分な連携を図りながら、感染症に関する情報を収集、分析し、県民や医師会等の関係者に対し、迅速かつ的確に提供していく体制を整備する。
- (2) 法第12条に規定する医師の届出義務について、医師会等を通じて医師に周知し、感染症発生動向調査の重要性について理解を求め、その届出義務が遵守されるようにする。
- (3) 法第14条第1項及び第14条の2第1項に規定する指定届出機関については、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定など、感染症の発生の状況及び動向をできるだけ正確に把握出来るよう、医師会等と協力して整備する。
- (4) 「県は、感染症に関する情報（患者・病原体）が統一かつ一元的に収集、分析、公表される体制を構築するため、衛生研究所を感染症情報センターに位置付け、効率的かつ効果的な実施を図る。また、衛生研究所は、医療機関や保健所の協力を得ながら、病原体の検査・分析を行う。
- (5) 海外の感染症の情報の収集については、国立感染症研究所、仙台検疫所等の関係機関と連携を図りながら積極的に進める。
- (6) 法第13条の規定による届出を受けた県等は、その届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに積極的疫学調査の実施そ

の他必要な措置を講ずる。この場合は、保健所、衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携して実施する。

- (7) 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生予防、まん延防止及び患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生予防及びまん延防止のための措置を迅速かつ適切に行うことが必要とされている。さらに、侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しんなど、一部の五類感染症についても感染拡大防止のため迅速な対応が求められることから、医師から県等への届出が適切に行われるようにする。

※「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」とは、感染症の患者と接触した者など、当該感染症に罹患したことを疑わせる合理的な理由がある者のことである。(以下、同じ。)

- (8) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われることから、法第14条に規定する指定届出機関から県等への届出が適切に行われるようにする。
- (9) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために必要であり、さらに、感染症の発生予防及びまん延防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、県等は、衛生研究所等を中心として、病原体等に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築する。また、衛生研究所は必要に応じて医療機関等の協力を得ながら、病原体の収集・分析を行う。
- (10) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。また、国からの情報を注視するとともに、県内の状況や動向について情報収集を積極的に行う。
- (11) 感染症発生動向調査の実施に関する要綱を別に定める。

### 3 結核に係る定期の健康診断の実施

- (1) 本県の結核感染者の多くが高齢者であり、免疫低下や何らかの基礎疾患を有する場合が多いことから、発症のリスクに応じた効率的な健康診断や有症状時の早期受診勧奨等が必要である。

また、結核発病率の高い住民層（例えば、住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、結核高まん延国の出身者など）や発症すると二次感染を起こしやすい職業に従事している者（例えば、教職員や医療従事者、接客業など）については重点的な健康診断が重要である。

- (2) 定期の健康診断の対象者については、り患率等の地域の実情に応じ、市町村の意見を踏まえながら「福島県結核予防計画」において定める。

#### 4 食品衛生部門との連携

食品等を原因とする感染症の発生防止のため、食品等関係施設に対する指導については食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となり、効率的な役割分担と連携を図りながら対策を講じる。

#### 5 環境衛生部門との連携

- (1) 水や空調設備の管理、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除、防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業者への指導等について、感染症対策部門と環境衛生部門が連携を図りながら対策を推進する。
- (2) 感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫については、感染症対策の観点からも重要であるが、地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で適切に実施する。また、実施に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮して行う。

#### 6 各関係機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携することが重要であり、そのほか学校、社会福祉施設、企業等の関係団体、医師会等の医療関係団体とも十分な連携体制の構築を図る。

## 第2 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延防止のための対策の実施に当たっては、患者等の人権を尊重し、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応と、良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる、社会全体への感染症のまん延防止の推進を図ることを基本とする。
- (2) 感染症のまん延防止のため、感染症発生動向調査等による情報の公表を行うことにより、県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行えるように普及啓発を進める。
- (3) 入院措置や就業制限など一定の行動制限を伴う対策は、患者等の人権の尊重の観点から必要最小限とする。その措置は、医療関係者による十分な説明と患者、家族等の同意に基づくものであることを原則とする。
- (4) 対人措置及び対物措置を実施するに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。

- (5) 事前対応型行政を進める観点から、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の公共団体との役割分担及び連携体制について、感染症対策マニュアル等で定めておくとともに、複数の県にまたがるような広域的な感染症の発生の場合に備えて、国や近隣県との相互の連携体制を関係機関との協議を経て構築する。
- (6) 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、県は予防接種法第6条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようにする。

## 2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- (1) 健康診断、就業制限及び入院措置の適用にあたっては、対象となる患者等に対し感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権尊重の観点からその適用は必要最小限にとどめるとともに、審査請求に係る教示等の手続き及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、次のとおりである。
- ・ 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（法第15条第3項第1号）
  - ・ 新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者（法第15条第3項第3号）
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症に罹患していると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、情報の公表を的確に行うことにより、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。
- (4) 就業制限については、対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、県は、対象者や関係者に対し、このことの周知を行う。
- (5) 入院の勧告等を行う際には、保健所長から患者等に対して、入院の理由及び退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、文書及び口頭により十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促す。また、保健所は、入院勧告等の実施後においては、講じた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録表を作成する等統一的に把握する。入院後は、県等に対する苦情の申出（法第24条の2に基づく処遇について）や医師の十分な説明及びカウンセリング（相談）を行うなど、患者等に対し、精神的不安の軽減が図れるよう、医療機関を指導する。
- (6) 入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、県は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を行う。

### 3 感染症の診査に関する協議会

(1) 法第24条第1項及び「感染症の診査に関する協議会条例」に基づき、表1のとおり感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）を設置する。

表1 診査協議会  
(福島県所管分)

名 称	所属する保健所	管 轄 市 町 村 域
県北地区感染症診査協議会	福島県県北保健所	二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地区感染症診査協議会	福島県県中保健所	須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地区感染症診査協議会	福島県県南保健所	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地区感染症診査協議会	福島県会津保健所 (福島県南会津保健所)	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡
相双地区感染症診査協議会	福島県相双保健所	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

(福島市所管分)

名 称	所属する保健所	管 轄 市 町 村 域
福島市感染症診査協議会	福島市保健所	福島市

(郡山市所管分)

名 称	所属する保健所	管 轄 市 町 村 域
郡山市感染症診査協議会	郡山市保健所	郡山市

(いわき市所管分)

名 称	所属する保健所	管 轄 市 町 村 域
いわき市感染症診査協議会	いわき市保健所	いわき市

(2) 診査協議会の委員については、法第24条第4項及び法の趣旨に基づき以下の要件を具備した者から選任する。

ア 感染症指定医療機関の医師（第一、二種感染症指定医療機関、結核病床を有する医療機関）

イ 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）

ウ 法律に関し学識経験を有する者

エ 医療及び法律以外の学識経験を有する者

(3) 診査協議会は、患者の人権を尊重した上で、感染症のまん延を防止する観点から感染症に関する医学的な判断を行う。

#### 4 消毒その他の措置

個人や団体の所有物に対する消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に対する廃棄物等の措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通制限及び遮断等の措置は、知事及び知事の指示を受けた市町村長等が、まん延防止のため迅速に実施する。実施に当たっては、可能な限り関係者の理解を得ながら、個人の権利に配慮し、必要最小限にとどめて行う。

#### 5 積極的疫学調査

- (1) 県は、以下に挙げるような個別の事例について適切に判断し、積極的疫学調査を行う。
  - ア 県内において一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
  - イ 五類感染症に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合
  - ウ 国内で感染症の患者は発生していないが、海外で流行している感染症の場合であって、国内における当該感染症の発生の予防上必要と考えられる場合
  - エ 動物から人に感染するおそれのある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - オ その他知事が必要と認めた場合。又は他都道府県においてこれらの患者が発生し、本県において調査協力が必要な場合
- (2) この調査を実施することとなる保健所において、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。
- (3) 県等が積極的疫学調査を実施するにあつては、必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施する。また、協力の求めがあった場合、県は必要な支援を積極的に行う。
- (4) 国が緊急に積極的疫学調査を実施する場合、県は、必要な情報の収集及び提出を行う。

#### 6 指定感染症への対応

指定感染症は、健康管理の観点から、緊急避難的に法に規定する措置の全部又は一部を発動できることとした趣旨を踏まえ、必要に応じ、感染症やその他の関連分野の専門家からなるチームを構築して調査を実施できるような体制を整備するとともに、国と十分な連携のもとで対処する。さらに、県民に対し、正しい情報を提供し、まん延防止に努める。

#### 7 新感染症への対応

新感染症は、一類感染症と同等の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴をもつものであるため、一類感染症と同様に、必要に応じ専門家からなるチーム

を構築して調査実施できるような体制を整備するとともに、国に積極的な指導助言を求めながら対応する。

## 8 食品衛生部門との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、食品衛生部門と連携し相互に連携を図りながら調査を実施する。
- (2) 食品衛生部門は患者の喫食状況の確認や食品の検査等を行い原因を究明し、病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、病原体に汚染された又はそのおそれのある食品等の販売禁止、営業停止等の措置を講じ、食品等による被害の拡大を防止する。
- (3) 感染症部門は、患者等に関する情報を収集し、二次感染による感染症のまん延を防止するため、感染症に関する情報の公表その他必要な措置を講じる。
- (4) 感染経路を特定するため、患者から採取した検体や食品等の検査を行う際には、保健所は衛生研究所へ検査を依頼するとともに、必要に応じて国立試験研究機関と連携しながら対応する。

## 9 環境衛生部門との連携

県は、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延を防止のため、環境衛生部門との連携を図りながら対応する。

## 10 検疫所との連携

検疫感染症の病原体に感染したおそれがあるが停留されない者で、健康状態に異状のある者又は一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった者について検疫所から報告があった場合、県は、各関係機関、関係自治体等と連携し、迅速にまん延防止のための必要な措置を行う。

## 11 各関係機関及び関係団体との連携

集団発生や原因不明の感染症が発生した場合にも迅速な対応ができるよう、国や他の地方公共団体との連携体制、医師会等の医療関係団体及び県の関係部局との連携体制を構築する。

# 第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

## 1 基本的な考え方

- (1) 感染症に係る医療の提供については、近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症が治療可能となったことを踏まえ、感染症の患者に対して早期に良質な医療を提供することで感染症のまん延を防止することを施策の基本とする。



(2) 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特別なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識のもと、良識かつ適切な医療の提供を行う。すなわち、感染症指定医療機関（特定感染症指定医療機関を含む）は、次の対策を講ずる。

ア 患者への医療については、まん延防止策を講じながら、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境で医療の提供をする。

イ 通信の自由を確保する。

ウ 患者をいたずらに不安に陥らせないように、十分な説明及びカウンセリング体制を確立する。

(3) 結核指定医療機関は、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分説明し、理解および同意を得て治療を行う。

(4) 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や国立感染症研究所、国立国際医療研究センター及び公益財団法人結核予防会結核研究所との連携体制を構築する。

## 2 国における感染症に係る医療を提供する体制

国は新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、表2のとおり特定感染症指定医療機関を指定している。

表2 特定感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関名	所在地	感染症病床数
成田赤十字病院	千葉県成田市飯田町90-1	2床
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	東京都新宿区戸山1-21-1	4床
常滑市民病院	愛知県常滑市飛香台3-3-3	2床
りんくう総合医療センター	大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23	2床

## 3 本県における医療の提供体制

### (1) 第一種感染症指定医療機関

主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、原則として県が県内に1カ所（原則2床）指定することとされており、本県では、平成16年度から公立大学法人福島県立医科大学附属病院を指定している（表3のとおり）。

また、隣県において第一種感染症指定医療機関が満床である等の理由により患者

の受け入れ要請を受けた場合については、第一種感染症指定医療機関と調整するなど、本県の状況を勘案したうえで患者の受け入れについて検討する。

表3 第一種感染症指定医療機関（※表3～5は平成31年1月現在）

第一種感染症指定医療機関名	所在地	感染症病床数
公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘1番地	2床

(2) 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて県が指定することとされている。

ア 感染症病床を有する第二種感染症指定医療機関

二次医療圏ごとに1か所、その人口に応じた病床数を確保することを踏まえ、指定する(表4のとおり)。

イ 結核病床を有する第二種感染症指定医療機関

結核の発生状況等を踏まえ、福島県医療計画及び福島県結核予防計画で示す基準病床数を満たすよう指定する(表5のとおり)。

表4 第二種感染症指定医療機関(結核病床を除く)

第二種感染症指定医療機関名	所在地	二次医療圏	病床数
福島赤十字病院	福島市八島町7-7	県北	6床
公立岩瀬病院	須賀川市北町20	県中	6床
福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	県南	4床
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	会津若松市河東町谷沢字前田21-2	会津・南会津	8床
福島県立大野病院 ※23年3月から休止中。(県北医療圏の指定医療機関の協力を得て対応。)	双葉郡大熊町大字下野上字大野98-1	相双	4床
いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原16	いわき	6床

表5 第二種感染症指定医療機関（結核病床）

第二種感染症指定医療機関名	所在地	二次医療圏	病床数
公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘1	県北	14床
公立藤田総合病院	伊達郡国見町大字塚見田字三本木14	県北	12床
福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	県南	12床
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	会津若松市河東町谷沢字前田21-2	会津・南会津	14床
いわき市医療センター（平成31年1月現在、休止中）	いわき市内郷御厩町久世原16	いわき	15床

※平成31年1月時点の県全体の運用病床は67床（休止中含む）で、基準病床数46床（平成30年3月第7次福島県医療計画で定める基準病床数）を上回っている状況である。

（3）結核患者指定医療機関

県等は、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院若しくは診療所又は薬局のうち法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、結核指定医療機関に指定している。

（4）感染症患者の移送

患者の移送については、法第21条に基づき、患者の発生した場所を所轄する保健所が、移送業務委託業者と連携を図りながら対象疾病ごとにその収容可能な感染症指定医療機関に患者を移送する。また、消防機関が搬送した死傷者等が法12条第1項に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、搬送後の消毒等適切な感染症対応が図られるよう必要に応じて、医療機関から消防機関に対して、当該感染症に関する情報を提供する。

（5）感染症の集団発生時等における対応

県は、一類感染症または二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の流行時には、医師会等の医療関係団体と連携を図り、迅速で的確な対応ができるよう、対策本部の設置、協力病院の指定など、必要な対策を行動計画及び感染症対策マニュアルや新型インフルエンザ等対策マニュアルで定める。

（6）医薬品の備蓄及び確保

県は、新型インフルエンザ等感染症の汎流行時に、地域における予防又は治療等に必要な医薬品の供給及び流通が的確に行われるよう、国及び医薬品卸売販売業者と連携し、適切な役割分担のもと、医薬品の備蓄並びに確保に努める。

#### 4 その他感染症に係る医療の提供のための体制

##### (1) 一般医療機関の役割

感染症患者に係る医療費については、感染症医療機関の他に、一般医療機関でも提供されることがあるため、一般の医療機関は、感染症に関する情報について積極的に把握するように努めるとともに、同時に感染症のまん延防止のため、必要な措置を講じることができるよう体制を整備する。

##### (2) 一般医療機関への情報提供

一般の医療機関においても感染症の患者への良質かつ適切な医療を提供できるよう、県は、医師会等関係団体と緊密な連携を図りながら、一般医療機関へも十分な情報提供、普及啓発活動を行う。

##### (3) 初期診療体制の確立

一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないように検討することも必要である。

#### 5 各関係機関及び関係団体との連携

(1) 感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症及び二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、国及び県がそれぞれの役割分担に基づき、積極的な指導を行う。

(2) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等との緊密な連携のもと、感染症対策を推進する。

(3) 一般の医療機関は、多くの場合、感染症の患者を最初に診察する医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。また、第二種感染症指定医療機関が満床の場合、一般の医療機関において患者の受け入れが必要となる事態が生じることも想定される。このため、県は、医師会等の医療関係団体との連携の下、一般の医療機関との有機的な連携を図る。

## 第4 感染症及び病原体等に関する調査研究に関する事項

### 1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づき推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。よって、県は、国との連携のもと、国が取り組む必要な調査への協力及び研究に携わる人材の育成等の取組みを通して、調査及び研究を積極的に推進する。

## 2 国との連携

県は、積極的疫学調査や感染症対策に直接結びつく応用研究等を国との連携を図りながら推進する。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現又は薬剤耐性菌の出現若しくは感染症の流行時においては、国を中心とした調査及び研究を推進するため国立感染症研究所など専門機関等と総合的なネットワークを構築する。

## 3 県における調査及び研究の推進

- (1) 県は、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び感染症及び病原体等の技術的かつ専門的機関である衛生研究所等と連携を図りながら、感染症に関する調査研究に、計画的に取り組む。
- (2) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を衛生研究所等との連携のもとに進め、地域における総合的な感染症の情報発信拠点としての役割を果たす。
- (3) 衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、県等の関係部局及び保健所との連携の下に感染症及び調査・研究・試験検査及び感染症に関する情報等の収集・分析・公表を行い、科学的かつ技術的中核機関としての役割を果たす。
- (4) 調査及び研究については、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用等により、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等、地域環境及び当該感染症の特性等に応じた取り組みを行う。

## 4 各関係機関及び関係団体との連携

県は、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター及び公益財団法人結核予防会結核研究所をはじめとする関係研究機関等と、相互に十分な連携を図りながら、適切な役割分担のもと感染症に関する調査研究を進める。

# 第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

## 1 基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。このため、衛生研究所をはじめとする各関係機関における病原体等の検査体制等について、感染症法施行規則第7条の3及び第8条の規定に基づき整備し、管理することが重要である。

また、国及び県は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関における検査に対し、技術支援を行うことが重要である。

## 2 県における感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 県等は、病原体の検査に係る役割分担をするとともに、連携を図りながら衛生研

究所において検査を実施する。

- (2) 衛生研究所は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等検査能力に応じ、国立感染症研究所や他都道府県の衛生研究所と連携して、迅速かつ的確に実施する。また、民間の医療機関が実施不可能な病原体の検査についても、その必要性を検討しながら衛生研究所において実施できる体制を整備する。
- (3) 衛生研究所は、自ら試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や、技術的指導を行う。

### 3 県における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報と患者に関する情報は、感染症発生動向調査のいわば車の両輪として位置付けられるものである。県等は、病原体に関する情報収集のための体制を整備するとともに、病原体に関する情報と患者に関する情報が迅速かつ総合的に分析され公表できるよう、衛生研究所を基幹感染症情報センターとして位置づける。

### 4 各関係機関及び関係団体との連携

県等は、病原体等の収集にあたって、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、全国の大学の研究機関、衛生研究所と相互に連携を図りながら実施する。

## 第6 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

### 1 基本的な考え方

近年、発症患者が減少傾向にある感染症の専門的知識を有する者が少なくなりつつある一方で、新たな感染症に適切に対応できる人材の確保も改めて必要となっていることから、県は、感染症に関する幅広い知識を有し研究成果を医療現場へ普及する等の役割を担う人材を養成する。また、公立大学法人福島県立医科大学をはじめとした医療教育機関においても、感染症に関する教育を更に充実させることが重要である。

### 2 国と連携した人材の養成

県は、保健所及び衛生研究所の職員等や感染症指定医療機関をはじめ一般の医療機関の医師及び看護師等に対して、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナー等への積極的な参加を促すことにより、感染症に関する知識の習得を図る。

### 3 県における人材の養成

県は、講習会等を開催することにより、保健所、市町村、衛生研究所、医療機関、施設等の職員に最新の知識や必要な実技を提供し、専門性の向上を図るとともに、感染症に関する知識を習得した職員を衛生研究所や保健所に配置できるように、感染症に関する人材の幅広い養成を積極的に推進する。

### 4 各関係機関及び関係団体との連携

県は、各関係機関及び関係団体が行う研修会へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めるなど、各関係機関及び関係団体と連携を図り、人材の養成に努める。

### 5 医師会等における人材の養成

感染症指定医療機関は、その勤務する医師及び看護師等の資質向上のため研修会等を実施する。

医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報を提供するとともに、会員を対象とした研修の実施に努める。

## 第7 感染症に関する啓発、知識の普及及び患者等の人権の尊重に関する事項

### 1 基本的な考え方

国や地方公共団体は、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが重要であり、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要である。また、県民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように人権を尊重することが重要である。このため、それぞれの役割分担のもと、患者の人権に十分配慮しながら感染症のまん延防止のための施策を推進する。

### 2 地方公共団体における方策

- (1) 診療、就学、就業、交通機関や施設の利用における患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識等の定着を図るため、パンフレットや教材の作成、各種キャンペーンの実施、各種研修会の実施、職場や地域社会への円滑な復帰、児童生徒等の再登校のための取り組みに加え、相談機能の充実等住民への身近なサービスを実施する。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行う。さらに、感染症に係る県民の相談に的確に対応するため、県の医療機関の相談窓口の活用はもとより、医師会や弁護士会等との連携を図る。
- (2) 県は、患者に関するプライバシーに関する情報の流出を防ぐため、医療関係者に対し、研修等を通じ個人情報保護に関する意識の更なる向上を図るとともに、適切

な指導等を行い、法の遵守及び守秘義務の徹底を図る。

- (3) 県は、報道機関に患者発生の情報提供を行う場合には、常時、正確な情報を提供することとし、誤った情報や不適切な報道がなされたときは、速やかに訂正する。また、情報提供に当たっては、患者個人が特定されないように十分に配慮する。
- (4) 県は、多様な媒体を通じて、常に感染症に関する知識を普及できるように努める。

## 第8 緊急時における国との連携及び他の地方公共団体との連絡体制の確保に関する事項

### 1 緊急時における感染症の発生予防、まん延防止及び医療提供のための施策

- (1) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。
- (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があるとの判断により国から県に対して指示が出された場合、県は、各医療機関と連携し、迅速かつ的確な対策を講じる。
- (3) 県は、県内において新感染症や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、県に十分な知見が集積されていない状況で対策が必要な場合には、国に職員や専門家を派遣する等の支援を依頼する。

### 2 国との連携体制

- (1) 県は、法第12条第2項に規定する感染症の発生状況について、国への報告を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合や、その他感染症への対応について緊急と認める場合には、国との緊密な連携を図る。病原体の検査体制や医療提供体制を整備する。
- (2) 県は、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、まん延防止に努める。
- (3) 緊急時における国との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行われる方法により行う。
- (4) 県は、緊急時においては、感染症の患者の発生状況や医学的知見など、対策を講ずる上で有益な情報を国から入手する。また、県は、当該地域における患者の発生状況等について、できるだけ詳細な情報を国に報告することにより緊急な連携を図る。

### 3 他の地方公共団体との連絡体制

- (1) 県は、市町村に対して、医師等からの届出その他に基づいて必要な情報を速やかに伝達するとともに、患者等の人権を尊重しつつ、必要な対応を図るよう要請する。また、県等は緊急時における連絡体制を整備する。



- (2) 県は、県内の複数の市町村にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合で、緊急を要する場合には、市町村に対し、統一的な対応方針を指示する等市町村間の連絡調整を行い、感染症の拡大防止に努める。
- (3) 県は、複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等連絡体制を強化し、感染症の拡大防止に努める。
- (4) 県は、東北各県及び隣接県等と密接な連携を図り、危険な感染症に、迅速かつ的確に対応できるよう、感染症医療に関する専門家（医師、看護師、臨床検査技師等）を広域的に配置し、緊急時に相互派遣するネットワークシステムの整備等の対策を講ずる。また、県は、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に提供する体制を整備する。

#### 4 緊急時における情報提供

県等は、緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など、県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供する。この場合、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報を提供する。

### 第9 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

#### 1 施設内感染の防止

病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、社会福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、県等は、医師会等の医療関係団体の協力を得ながら、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や研究の成果をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。

また、これらの施設の開設者及び管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段から施設内の患者及び職員の健康管理に努めることにより、感染症の早期発見・早期治療ができる体制を整えるように努める。特に、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について把握するとともに、他の施設に情報を提供し、施設間で情報の共有に努める。

#### 2 災害防疫

災害発生時の感染症の発生及びまん延防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、感染症対策マニュアル等に基づき、迅速かつ的確に所要の措置を講ずる。その際、市町村、保健所等を拠点として、医療体制の迅速な確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

特に、本県においては、平成23年3月、東日本大震災及び原子力災害により、多

数の県民が長時間に渡る避難所生活を強いられたことで、避難所における生活環境の悪化による感染症の集団発生を経験した。これを踏まえ、被災者支援活動に関わる場合は、感染症対策の重要性を認識した活動を行い、災害時の感染症の早期探知や流行状況の把握については避難所サーベイランスシステムの活用を検討するなどにより、感染症対策を迅速に適切に行う。

### 3 動物由来感染症対策

- (1) 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行われるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出の義務について周知する。また、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係機関等との情報交換を行い、連携を図りながら、県民に対して的確な情報の提供を行う。
- (2) 愛玩動物、家畜等を飼育する者は、前項に基づき県民に提供された情報等により、動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、平素からその予防に必要な注意を払うように努めるとともに、動物由来感染症発生時に放置すること等がないよう、飼育者としての責任を自覚し、正確な情報の収集に努める。
- (3) 積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査(動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。)により広く情報を収集するため、各関係機関が連携を図りながら調査に必要な体制をあらかじめ構築する。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、県の感染症担当部門において、愛玩動物、野生動物、家畜等の動物に関する施策を担当する部門等と適切に連携を図りながら対策を講ずる。

### 4 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所の窓口にて、感染症について必要な情報を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の対策を推進する。

### 5 不法入国者に対する対応

不法入国者については、法の上位に位置する出入国管理及び難民認定法により、法に基づく患者であっても強制送還の対象になる。これらの者への感染症対策は、仙台検疫所、仙台検疫所福島空港出張所、第二管区海上保安本部、その他関係機関と連携して行う。